

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：電波法及び放送法の一部を改正する法律案

規制の名称：外資規制の廃止

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省情報流通行政局放送政策課、総合通信基盤局電波部電波政策課

評価実施時期：令和4年1月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表1に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。

簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件：ii

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。

iii	<p>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの</p> <p>国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。
iv	<p>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること
v	<p>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。
vi	<p>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。
vii	<p>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

【現行制度】

情報通信分野においては、電波の有限希少性を理由とする自国民優先の考え方、放送の大きな社会的影響力に鑑み、電波法（昭和25年法律第131号）及び放送法（昭和25年法律第132号）において外資規制（国籍規制、役員規制及び出資規制）を設けている。

具体的には、我が国の船舶又は航空機（以下「船舶等」という。）に開設する無線局（電気通信業務用無線局、実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。以下同じ。）の免許の申請に当たって、国籍規制等を「欠格事由」として審査し、免許を受けた後に国籍規制等に違反した場合には、免許の必要的取消事由としている。また、コミュニティ放送（※）については、当該規制に適合しない者には、基幹放送の業務の認定等をせず、また、認定等を受けた事業者が当該規制に違反した場合には、総務大臣は、その認定等を取り消さなければならないと規定されている。

※ 超短波放送による地上基幹放送のうち、一の市町村の全部若しくは一部の区域又はこれに準ずる区域として総務省令で定めるものにおいて受信されることを目的として行われるものをいう。

【現行制度の課題】

現在、（ア）船舶等に開設する無線局のうち、外国籍の船舶等に開設される船舶安全法（昭和8年法律第11号）第29条の7の船舶の無線局及び、航空法（昭和27年法律第231号）第127条ただし書の許可を受けて、本邦内の各地間の航空の用に供される航空機の無線局については外資規制が廃止されており、それ以外の船舶等に開設する無線局については外資規制が課されている状況にある。

現在外資規制が適用されている船舶等に開設する無線局については、移動しながら使用されるため、周波数を占有する性質ではないこと、船舶等に開設される無線局は、多くの先進国で外資規制が設けられていないことといった点に鑑みると、自国民優先利用の観点で外資規制を維持する理由は乏しくなっている。

また、（イ）コミュニティ放送については、少人数で申請書類等の作成をしている、個人出資者の相続や婚姻等による影響を大きく受けやすい、役員の人選に苦慮しているといった状況にある中で、他の地上基幹放送事業者と同じ出資規制や外国人役員就任規制までは必要がないとして、規制等の水準の緩和を求める要望が表明されている。この点、放送区域が市町村の全部又は一部と狭く受信者の数も相対的に少ないため、県域を放送対象地域とする地上基幹放送に比べると相対的に社会的影響力が小さいことや、その放送区域は同じ超短波放送の県域放送が重畳してカバーし地域に必要な情報を提供する役割を果たしているため、適切な水準の規制を課すことを前提

にコミュニティ放送に係る外資規制を現行水準よりも緩和したとしても特段の問題が生じるとは考えにくいこと等を考慮すれば、地上基幹放送全体の規制を一律のものとしなくても許容されることが考えられる。

【規制緩和を実施しない場合の予測（ベースライン）】

（ア）現在外資規制が適用されている船舶等に開設する無線局に関しては、自国民優先利用の観点から規制を維持する理由は乏しくなっている。

また、（イ）コミュニティ放送に関しては、現行の厳格な規制を維持した場合、電波の有限希少性及び社会的影響力の観点から合理化が可能な範囲についても、既存の免許人又は事業者等に対して外資規制の遵守に係る負担が継続することとなる。このような規制の緩和を実施しない場合の影響は、現在においても生じており、また、5～10年経過後も変わるものではないことから、現状をベースラインとする。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及び課題の発生原因】

上記②のとおり。

【課題解決手段の検討】

現在外資規制が適用されている船舶等に開設する無線局については、移動しながら使用されるため、周波数を占有する性質ではないこと、船舶等に開設される無線局は、多くの先進国で外資規制が設けられていないことといった点に鑑みると、自国民優先利用の観点で外資規制を維持する理由は乏しくなっていることから、規制を維持する合理性は低く、外資規制を廃止することが適当と考えられる。

また、コミュニティ放送に係る外資規制は、その緩和によって事業者の負担の軽減が見込まれる。他方、コミュニティ放送の放送区域は県域放送の放送対象地域の中に重畳していることに加え、県域放送と比較して放送区域が小さく、その小さな地域の需要に応えるものであるため社会的影響力も相対的に低いと言えることから、その他の地上基幹放送と同水準の外資規制を維持する合理性は低く、当該外資規制を緩和した場合においても特段の問題が生じるとは考えにくい。これらを踏まえれば、同じく相対的に社会的影響力が小さいとされる衛星基幹放送等と同様に間接出資規制を廃止することが適当と考えられる。

【規制の内容】

現在外資規制が適用されている船舶等に開設する無線局について、外資規制の適用対象外とする。

また、放送法及び電波法に規定する放送事業者（※）に係る欠格事由のうち、間接出資規制を、衛星基幹放送等と同様に、コミュニティ放送を行う者について適用対象外とする。

※ 特定地上基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者及び認定基幹放送事業者のことをいう。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

当該規制の緩和は、外資規制に係る規定の全部又は一部について適用対象外とするものであるため、現在外資規制が適用されている船舶等に開設する無線局の免許人やコミュニティ放送を行う者に求められる電波法又は放送法上の遵守事項が削減され、これらの負担が軽減される。

遵守費用の軽減の規模について、一律に示すことは困難であるが、

（アー 1）現在外資規制が適用されている船舶等に開設する無線局の免許人に求められる電波法上の遵守事項の削減により、当該遵守事項の確認作業に2時間、担当者2名を要していたものが軽減されるものとする、規制の対象となる船舶局及び航空機局1局あたりの平均的な遵守費用の軽減規模は、以下のようになる。

$2,942円（担当者の時給（※）） \times 2時間（作業に要する時間） \times 2人（実際に作業を行うと考えられる人数） \times 1回 = 11,768円$

※ $2,942円 = （民間給与実態統計調査（国税庁、令和2年）の平均給与額（年間、正規）4,957千円 \div （労働統計要覧（厚生労働省、令和2年度）の年間総労働時間（実労働時間数）事業所規模30人以上）1,685時間$

電波法上の外資規制の対象となる船舶局（特定船舶局を含む。）50,518局及び航空機局2,746局（計53,264局、令和2年度末時点）に係る遵守費用の軽減規模は、以下のようになる。

$11,768円（1局あたりの平均的な費用） \times 53,264局（船舶局（特定船舶局を含む。）及び航空機局の数） = 626,810,752円$

（アー 2）船舶等に開設する無線局に関しては、移動しながら使用されるため、周波数を占有する性質ではないことや、多くの先進国において無線局に係る外資規制が課されていない現況を考慮し、電波法上の外資規制を廃止するものであり、新たに開設される無線局数の増加はごく僅かであると考えられる。このため、我が国の船舶等に開設する無線局の免許人に求められる電波法上の遵守事項の削減により新たに当該無線局を開設する者の申請に係る費

用の増加もごく僅であるといえるが、具体的な費用の額は直ちには予測できない。

(イー1) コミュニティ放送を行う者に求められる放送法又は電波法上の遵守事項の削減により、当該遵守事項の確認作業に2時間、担当者2名を要していたものが軽減されるものとする、規制の対象となるコミュニティ放送事業者1者あたりの平均的な遵守費用の軽減規模は、以下のようになる。

$2,942円(担当者の時給(※)) \times 2時間(作業に要する時間) \times 2人(実際に作業を行うと考えられる人数) \times 1回 = 11,768円$

※ $2,942円 = (民間給与実態統計調査(国税庁、令和2年)の平均給与額(年間、正規)) 4,957千円 \div (労働統計要覧(厚生労働省、令和2年度)の年間総労働時間(実労働時間数) 事業所規模30人以上) 1,685時間$

放送法又は電波法上の外資規制の対象となるコミュニティ放送事業者335者(令和3年8月1日時点)全体に係る遵守費用の軽減規模は、以下のようになる。

$11,768円(1者あたりの平均的な費用) \times 335者 = 3,942,280円$

(イー2) また、本規制緩和により、新たにコミュニティ放送を行おうとする者が認定等を受けるために必要な申請等をしようとする場合、仮に申請書類の作成・確認作業に20時間、担当者2名を要するものとする、新規のコミュニティ放送事業者1者あたりの平均的な申請に係る費用は、以下のようになる。

$2,942円(担当者の時給(※)) \times 20時間(作業に要する時間) \times 2人(実際に作業を行うと考えられる人数) \times 1回 = 117,680円$

※ $2,942円 = (民間給与実態統計調査(国税庁、令和2年)の平均給与額(年間、正規)) 4,957千円 \div (労働統計要覧(厚生労働省、令和2年度)の年間総労働時間(実労働時間数) 事業所規模30人以上) 1,685時間$

本遵守事項の削減によって、新たにコミュニティ放送を行おうとする者が1者(平成30年度から令和2年度までの間の新規開設局数20局の年平均(約7局)の1割程度)増加すると見積もった場合、全体に係る遵守費用は、以下のようになる。

$117,680円(1者あたりの平均的な費用) \times 1者(本遵守事項の削減を受けて見込まれるコミュニティ放送の新規開設数) = 117,680円$

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

今回の規制は、現在外資規制が適用されている船舶等に開設する無線局を開設する場合やコミュニティ放送を実施する場合に求められる規制を緩和するものであるため、当該緩和によって行政費用が新たに発生するものではない。また、今般の措置は、規制に係る許認可自体を撤廃する

ものではなく、当該許認可に係る審査は引き続き維持されることから、規制の緩和による影響については当該審査を通じてモニタリングすることが可能であり、新たなモニタリング費用が生じるものではない。

なお、本規制緩和を呼び水として新規参入が発生することにより申請が増加し、申請の審査に必要な行政費用の増加について推計すると、まず、現在外資規制が適用されている船舶等に開設する無線局については④に記載のとおり、そもそも新たに開設される無線局の増加はごく僅かであると考えられることから、行政費用の増加もごく僅かであると考えられる。

また、コミュニティ放送に関して、新たにコミュニティ放送を行おうとする者が認定等を受けるために必要な申請等をした場合に発生する行政費用について、一律に示すことは困難であるが、仮に、本遵守事項の削減を受けて新たにコミュニティ放送を行おうとする者からの申請が年に1者からあり、提出された資料に基づき認定等の可否を確認するための作業に1社当たり20時間、担当者2人を要するものとする、平均的な行政費用は以下ようになる。

3,296円(担当者の時給(※))×20時間(1社あたりの審査に要する時間)×2人(担当者の人数)×1者(本遵守事項の削減を受けて見込まれるコミュニティ放送の新規開設数)=131,840円

※ 3,296円=6,642,000円(令和2年の行政職俸給表(一)における年間給与(人事院))÷2,015時間(7.75時間×5日×52週)

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

今回の措置は、船舶等に開設する無線局の関係団体やコミュニティ放送の関係団体からの要望も踏まえた上で行うための制度見直し(規制緩和)であり、現在外資規制が適用されている船舶等に開設する無線局の免許人やコミュニティ放送を行う者に求められる電波法又は放送法上の外資規制の遵守事項が削減されるほか、認定又は免許を受けることのできる者の範囲が拡大する。しかし、現在外資規制が適用されている船舶等に開設する無線局については、外資規制を廃止した場合でも新たに開設される無線局数の増加はごく僅かであると考えられるほか、多くの先進国で外資規制が設けられていないため、また、コミュニティ放送については、県域放送と比較して社会的影響力が相対的に低いと言えるため、負の副次的な影響及び波及的な影響は直ちには想定されない又はごく僅かであると考えられる。

5 その他の関連事項

⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

本規制緩和については、総務省において開催した「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」により議論が行われ、「情報通信分野における外資規制の在り方に関する取りまとめ」（令和4年1月21日）として改正の方向性（※）が示されている。本規制緩和は、その方向性に沿ったものとなっている。

※ 船舶等に係る外資規制については、「電波法の外資規制を撤廃することが適当」とされ、コミュニティ放送に係る外資規制については、「出資規制については、間接出資規制の対象外として直接出資規制のみとすることが適当とされている。

6 事後評価の実施時期等

⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

施行後5年を目途に事後評価を実施する。

⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

規制の妥当性を事後評価において検証するため、本規制緩和から事後評価までの間に行われた申請の件数や対象事業者等へのヒアリング等を通じて、新規参入に伴い発生した費用等を確認し、事後評価の指標とする。